



【給与計算】Ver9.13.0 変更内容

令和 8 年通勤手当非課税限度額改正（概要）	2
対象者の確認.....	3
個人情報マスタ入力	3
通勤手当調整額一覧（資料）出力	5
年末調整データの登録	8
社会保険適用拡大の特例（概要）	9
個人情報マスタ入力	10
社会保険料計算書	11

令和 8 年通勤手当非課税限度額改正（概要）

令和 8 年度税制改正により、通勤手当の非課税限度額について次の見直しが行われ、通勤距離が片道 65 km 以上の人の非課税限度額が引き上げられました。

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人は、通勤距離の区分に応じた非課税限度額に、1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額が非課税限度額となります。

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

改正後の 1 ヶ月あたりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分		課税されない金額	
		改正後 (令和 8 年 4 月 1 日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分		
	片道 2 km 未満	(全額課税)	同左
	片道 2 km 以上 10 km 未満	4,200円	同左
	片道 10 km 以上 15 km 未満	7,300円	同左
	片道 15 km 以上 25 km 未満	13,500円	同左
	片道 25 km 以上 35 km 未満	19,700円	同左
	片道 35 km 以上 45 km 未満	25,900円	同左
	片道 45 km 以上 55 km 未満	32,300円	同左
	片道 55 km 以上 65 km 未満	38,700円	38,700円
	片道 65 km 以上 75 km 未満	45,700円	
	片道 75 km 以上 85 km 未満	52,700円	
	片道 85 km 以上 95 km 未満	59,600円	
	片道 95 km 以上	66,400円	
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当		②の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額	—
④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同左
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同左
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額 (最高限度 150,000円)	—

改正前に既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、**改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、本年の年末調整の際に精算することになります。**

※詳細は、最寄りの税務署へご確認ください。

国税庁 HP：[通勤手当の非課税限度額の改正について](#) | [国税庁](#)

対象者の確認

令和8年4月以降支払われた通勤手当の調整額を把握するには、令和8年4月に遡って非課税限度額の変更、駐車場代の登録をする必要があります。

以下の条件①または条件②に当てはまる場合は、通勤手当の調整が必要になる可能性があります(退職者含む)

※条件① 以下をすべて満たす。

1. 令和8年4月1日以降の給与で通勤手当の支給がある
2. 交通用具を利用しており、通勤距離が片道 65km 以上である
3. 改正前の非課税限度額を**超えて**通勤手当が支給されている

※条件② 以下をすべて満たす。

1. 令和8年4月1日以降の給与で通勤手当の支給がある
2. 駐車場代を含んだ金額で通勤手当が支給されている

個人情報マスタ入力

1 個人情報マスタ

メインメニュー → 個人情報マスタ → 支給形態情報

支給形態情報の通勤手当を令和8年4月からの支給情報に修正します。

個人情報	家族情報	支給形態情報	税関係情報	社会保険情報	支給控除情報																
適用開始年月日 * 令和 08-04-01 検索																					
支給形態 日給月給 処理区分 通常計算 年末調整 給与 昇給差額 給与																					
支給方法 振込口座情報	給与 賞与 年末調整 昇給差額																				
	種別 ☐ 一般銀行 ☐ ゆうちょ銀行 ☒ 現金手渡し																				
	銀行 設定 名義名																				
	支店 名義名																				
	口座番号 普通 振込区分 全額																				
	振込元選択 S銀行 設定 残額処理 手渡し																				
	<table border="1"><thead><tr><th>支給方法</th><th>振込区分</th><th>金融機関 / 口座番号 / 振込元</th><th>名義人 / フリガナ</th></tr></thead><tbody><tr><td>現金</td><td>全額</td><td>----</td><td>----</td></tr><tr><td>----</td><td>----</td><td>----</td><td>----</td></tr><tr><td>----</td><td>----</td><td>----</td><td>----</td></tr></tbody></table>					支給方法	振込区分	金融機関 / 口座番号 / 振込元	名義人 / フリガナ	現金	全額	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----
	支給方法	振込区分	金融機関 / 口座番号 / 振込元	名義人 / フリガナ																	
	現金	全額	----	----																	
	----	----	----	----																	
----	----	----	----																		
追加																					
訂正																					
削除																					
通勤手当	支給方法 ☒ 金銭 ☐ 支給しない 支給金額 45,700 円 駐車場 8,000 円 税額表																				
	区分 * 交通用具 距離 * 65 km以上 75 km未満 45,700 円																				
	支給期間 * 1ヶ月 支給開始月 1 非課税額 50,700 円 月平均支給額 53,700 円																				

例) 令和 8 年 4 月 1 日から通勤手当支給額の変更を行っている。

通勤手当の支給額 1 ヶ月あたり 53,700 円 (交通用具分: 45,700 円、駐車場分: 8,000 円)

本来通勤距離: 片道 65Km 以上 75Km 未満

	改正前	改正後税額適用後
交通用具 非課税限度額	距離: 55Km 以上～ 38,700 円	距離: 65Km 以上 75Km 未満 45,700 円
駐車場 非課税限度額	0 円	5,000 円
通勤手当支給額	53,700 円	53,700 円
うち、非課税額	38,700 円	50,700 円 (45,700 円 + 5,000 円)

適用開始年月日: 【令和 8 年 4 月 1 日】を入力します。

距離: 【片道 65Km 以上 75Km 未満】を選択します。

支給金額: 駐車場代を除いた、45,700 円を入力します。

駐車場: 駐車場代 8,000 円を入力します。

通勤 手当	支給方法	☒ 金銭 ☐ 支給しない	支給金額	45,700	駐車場	8,000	税額表
	区分 *	交通用具	距離 *	65 km以上 75 km未満	45,700 円		
	支給期間 *	1ヶ月	支給開始月	1	非課税額	50,700 円	月平均支給額 53,700 円

※給与計算の再集計を行った場合、本内容で設定した非課税額が算出されます。

すでに支給済みの給与を再集計等する際はご注意ください。

通勤手当調整額一覧（資料）出力

令和8年4月以降支払われた通勤手当の一覧を出力します。

参考資料として調整額の算出にご活用ください。

以下の条件①または条件②に当てはまる場合は、通勤手当の調整が必要になる可能性があります(退職者含む)

※条件① 以下をすべて満たす。

1. 令和8年4月1日以降の給与で通勤手当の支給がある
2. 交通用具を利用しており、通勤距離が片道 65km 以上である
3. 改正前の非課税限度額を**超えて**通勤手当が支給されている

※条件② 以下をすべて満たす。

1. 令和8年4月1日以降の給与で通勤手当の支給がある
2. 駐車場代を含んだ金額で通勤手当が支給されている

1 出力

メインメニュー → 各種帳票印刷 → 集計

令和8年通勤手当調整額一覧（資料）を出力します。

施設選択：グループのみ選択可能です。

対象期間：令和 x 年 x 月 x 月から…【令和8年4月】を指定します。

令和 x 年 x 月 x 月まで…改正前の非課税限度額を適用し給与計算した月を指定します。

※Verup 処理後は通勤手当非課税限度額が改正後の状態に更新されます。

例1) Verup 処理後に令和8年7月給与計算を行った場合

【令和8年4月】から【令和8年6月】までを指定します。

例2) Verup 処理前に令和8年7月給与計算を行った場合

【令和8年4月】から【令和8年7月】までを指定します。

※Verup 処理後に計算した月も含めて出力した場合、調整額が算出されます。

対象期間は、Verup 処理前までの期間を指定してください。

作成日：作成日を出力するには【あり】を指定します。

その後「出力」ボタンを押し、保存場所を指定して保存してください。

【重要】

区分が交通用具で、通勤手当の支給期間が1ヶ月単位以外の場合、通勤手当調整額一覧（資料）はご利用いただけません。※非課税限度額の換算が1ヶ月単位で行われるため

令和8年 通勤手当調整額一覧表(資料)											
(令和08年 4月 ～ 令和08年 7月)											
										サーヴ保育園 (正社員)	
		4月	5月	6月	7月						調整額計
個人コード:00200	氏名:東京 花子										
通勤手当支給額		120,000	120,000	120,000	120,000						
新上限		150,000	150,000	150,000	150,000						
旧上限		150,000	150,000	150,000	150,000						
駐車場		0	0	0	0						
新上限											
旧上限											
区分		交通機関	交通機関	交通機関	交通機関						
調整額		0	0	0	0						0
個人コード:00201	氏名:青森 太郎										
通勤手当支給額		40,000	40,000	40,000	40,000						
新上限		38,700	38,700	38,700	38,700						
旧上限		38,700	38,700	38,700	38,700						
駐車場		1,000	1,000	1,000	1,000						
新上限		1,000	1,000	1,000	1,000						
旧上限		0	0	0	0						
区分		55km以上, 駐車場	55km以上, 駐車場	55km以上, 駐車場	55km以上, 駐車場						
調整額		-1,000	-1,000	-1,000	-1,000						-4,000
個人コード:00202	氏名:神奈川 弘子										
通勤手当支給額		46,000	46,000	46,000	46,000						
新上限		45,700	45,700	45,700	45,700						
旧上限		38,700	38,700	38,700	38,700						
駐車場		0	0	0	0						
新上限											
旧上限											
区分		65km以上	65km以上	65km以上	65km以上						
調整額		-7,000	-7,000	-7,000	-7,000						-28,000

通勤手当支給額	支給済み通勤手当額	同月に複数回通勤手当の支給がある場合は合算されます。
新上限	改正後 非課税規定額	【個人情報マスタ/支給形態情報】 通勤手当区分に設定されている情報を元に表示します。
旧上限	改正前 非課税規定額	
駐車場	支給予定の駐車場金額	【個人情報マスタ/支給形態情報】 駐車場に設定されている情報を元に表示
新上限	改正後 非課税規定額 (駐車場)	5,000 円を表示。ただし、入力されている駐車場が 5,000 円以下の場合、入力されている金額が非課税規定額となります。
旧上限	改正前 非課税規定額 (駐車場)	参考金額 : 0 円を表示
区分	通勤手当区分	【個人情報マスタ/支給形態情報】 通勤手当区分に設定されている情報を元に表示します。
調整額	改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額	令和8年年末調整の際に精算が必要な額 例 1) 4月通勤手当支給額 : ¥53,700 (交通用具分:¥45,700、駐車場分:¥8,000)

		4 月交通用具新上限：¥45,700 4 月交通用具旧上限：¥38,700 4 月駐車場新上限：¥5,000 4 月駐車場旧上限：¥0 4 月区分：65Km 以上, 駐車場 4 月調整額：7,000 ① 改正後の非課税額は ¥45,700 + ¥5000 である。 ② 改正前の非課税額は ¥38,700 である。 ③ 調整額（新たに非課税になった額） $50,700 - 38,700 = -12,000$ 例 2）4 月通勤手当支給額：¥38,700 4 月新上限：¥45,700 4 月旧上限：¥38,700 4 月区分：65Km 以上 4 月調整額：0 ② 改正後の非課税額は ¥45,700 である。 ②改正前の非課税額は ¥38,700 である。 ③支給額が非課税額の範囲内のため調整の必要はありません。
--	--	---

こんな場合は…

例) 雇用形態が変わり、ひと月に 2 ヶ月分の通勤手当が支給される。

3 月末までは臨時職員（翌 5 日支給）。4 月からは正職員（当月 25 日支給）。雇用形態変更に伴い
給与支給日が変わり、4 月のみ給与が 2 回支給されることとなった。

（4/5 支給・・・3 月分臨時職員給与支給 4/25 支給・・・4 月分正職員給与支給）

通勤手当調整額一覧表（資料）では、1 ヶ月分の差額のみ計算されます。「調整額」欄は、「新上限」欄と「旧上限」欄の
差額を算出しており、実際の調整差額とは異なります。

このような場合は、調整額を別途手計算して頂く必要がありますのでご注意ください。

年末調整データの登録

令和8年年末調整で調整が必要な場合、年末調整データ画面を登録します。

1 通勤手当調整額入力

メインメニュー → 年末調整

年末調整入力(個人別)

年末調整入力(個人別) 一覧へ 取込処理 個人マス 登録[F1] 削除[F4] 印刷[F9] 終了[F3]

正社員 処理年 令和 17 年
すべて コード順 降順へ 退職者
00001 東京 花子
00002 神奈川 弘子
00003 岩手 美和
00004 埼玉 陽子
00005 大阪 政男
00006 広島 佳子

各種年末調整控除申告書
その他
前

支払額
新生命保険料(A) 25,000
旧生命保険料(B) 0
介護医療保険料(C) 80,000
新個人年金保険料(D) 90,000
旧個人年金保険料(E) 0
地震保険料 50,000
旧長期損害保険料 19,600
社会保険料(申告) 0
内国民年金保険料 0
配偶者の合計所得 0
特定親族の合計所得 詳細
住宅特別控除額 0
非課税額調整 0
給与所得以外の所得額 0
支払金額 0
源泉徴収税額 0

控除額
① 22,500 ③ 22,500
② 0 (イ) 22,500
(ロ) 40,000
④ 40,000 ⑤ 40,000
⑥ 0 (ハ) 40,000
(イ)+(ロ)+(ハ) 102,500
35,200
14,800
0
0
0
通勤手当調整 -1,600
社会保険料 0
前職等入力

年調方法 給与計算
小規模企業共済掛金 0
詳細

【税表区分】
【生年月日】 昭和57年06月09日生
【採用年月日】 平成29年04月01日
【本人】
未成年 ×
寡婦 ×
ひとり親 ×
一般の障がい者 ×
特別の障がい者 ×
勤労学生 ×
死亡退職 ×
災害者 ×
外国人 ×
【扶養親族等】
控除対象配偶者 無し
一般扶養親族 0人
特定扶養親族 0人
特定親族(源泉対象) 法改前
老人扶養親族 0人
内同居老親 0人
障がい者 一般 0人
特別 0人
内同居特別 0人
年少扶養親族 0人
特定親族(源泉対象外) 0人

給与・賞与等計 5,139,271
税額計 158,727
給与所得控除後金額 3,668,800
所得金額調整控除額 0
扶養・障がい者控除額 0
基礎控除額 680,000
所得控除額の合計 1,661,054
差引課税所得金額 2,007,000
算出年税額 103,200
住宅特別控除額 0
年調所得税額 103,200

調整金額を「通勤手当調整」欄に入力し、登録します。

社会保険適用拡大の特例（概要）

令和 8 年 10 月 1 日以降、社会保険の適用拡大で新たに参加対象となる短時間労働者について、保険料負担による手取り減少をやわらげるため、特例的・時限的な負担軽減措置が設けられています。

対象者	従業員数 50 人以下の企業などで働き、企業規模要件の見直し等により新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者で、標準報酬月額が 12.6 万円以下の職員
期間	事業所が制度の利用を開始してから 3 年間の時限措置
支援内容	事業主が保険料を追加負担することで、従業員本人の保険料負担を軽減 事業主が追加負担した分の保険料は、事業主からの申し出により支援を受けることが可能

この特例は、社会保険加入による手取り減少を理由とした働き控えを減らし、社会保険加入への不安をやわらげながら制度移行を進めるための支援策です。

保険料調整制度を利用するためには、事業所が保険料調整制度の対象となった日から 2 年以内に、事業主からの申し出が必要です。届書様式や手続きの詳細は、まだ示されておりません。厚生労働省の HP などの掲示をご確認ください。

※参考：厚生労働省「社会保険の加入対象の拡大について」 4. 就業調整を減らすための支援策

：日本年金機構「保険料調整制度のご案内」

個人情報マスタ入力

1 個人情報マスタ

メインメニュー → 個人情報マスタ → 社会保険情報

社会保険情報タブの「被保険者適用拡大による特例」にチェックをつけます

個人情報 | 家族情報 | 支給形態情報 | 税関係情報 | 社会保険情報 | 支給控除情報

適用開始年月日 * 令和 08-10-01 検索

標準報酬月額 * 340 千円 検索 ☐ 産休育休 令和 ~ 令和

健康保険

☒ 被保険者 取得年月日 * 平成 30-04-01 被保険者整理番号 000005
 等級 24 標準報酬月額 340 千円 健康保険料 円
 資格喪失年月日 令和46年05月09日 75 才

厚生年金保険

☒ 被保険者 取得年月日 * 平成 30-04-01 年金手帳記号番号 5555 - 555555
 等級 21 標準報酬月額 340 千円 厚生年金保険料 円
 資格喪失年月日 令和 41-05-08 (70歳) ☐ 任意継続する

☒ 短時間労働者 (特定適用事業所) ☐ ニ以上事業所勤務 ⓘ
☐ 70歳以上被用者届のみ (電子申請) ☒ 被保険者適用拡大による特例 ⓘ

雇用保険

☒ 被保険者 取得年月日 * 平成 30-04-01 被保険者番号 5555-555555-5
 令和2年度以降、免除高齢者制度廃止 ☐ 免除高齢者を設定する

労災保険

☒ 被保険者

金額の設定は支給控除情報タブにて行います

個人情報 | 家族情報 | 支給形態情報 | 税関係情報 | 社会保険情報 | 支給控除情報

適用開始年月日 * 令和 08-10-01 検索

パターン 検索 設定 行政職 0 号 0 等級 設定

項目マスタ 項目検索 行挿入 行削除 ▼ ▲

☐ 複数単価使用 再集計

区分	項目	支給項目	金額	区分	項目	控除項目	金額
1	1	基本給画面名称	273,000	1	1	健康保険料	4,850
3	1	普通残業		2	1	厚生年金	10,560
3	3	休日残業		3	1	雇用保険	
4	1	通勤手当		4	1	所得税	
21	1	扶養手当		5	1	住民税	
22	1	住居手当	20,000	21	1	職員給食費	4,800
24	1	地域手当	0				
25	1	処遇改善手当	10,000				
10	1	区分2	300				

単価項目	単価
日給単価	13,454.00
時給単価	1,881.67
普通残業	2,103.00
深夜残業	2,523.00
休日残業	2,271.00
休日深夜	1,010.00
60時間超	0.00
追加項目	0.00
欠勤控除	13,454.00
遅刻早退控除	1,881.67
扶養手当	0.00

社会保険料計算書

1 社会保険料計算書

施設、またはグループ毎に給与の社会保険料を一覧で出力します。

※給与支払時に控除した金額ではなく、標準報酬月額 および 各保険料率に基づいた計算結果で出力します。

※介護保険料 および 子ども子育て支援金は、健康保険料に含まれます。

※二以上勤務者、被保険者適用拡大特例対象者については、「子ども手当」は出力されません。

[各項目の計算方法]

対象	本人負担	事業主負担
通常	標準報酬月額 および 各保険料率に基づいた計算結果	標準報酬月額 および 各保険料率に基づいた計算結果 (折半)
二以上勤務	給与・賞与支払時に控除した金額	給与・賞与支払時に控除した金額と同額
被保険者適用拡大特例	給与・賞与支払時に控除した金額	(標準報酬月額 および 各保険料率に基づいた計算結果) - (給与・賞与支払時に控除した金額)

【重要】

被保険者適用拡大特例による調整対象は、**給与の健康保険料・厚生年金保険料のみ**です。介護保険料、子ども子育て支援金および賞与の社会保険料は対象外です。(2026 年 7 月時点)